

多治見市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

平成 30 年 8 月から、昭和小学校において近接校対応調理場が稼働することに伴い、本調理場を、多治見市学校給食共同調理場設置条例に位置づけることについて、市民の皆様の意見を募集します。

1 考え方

- ① 学校給食法では、「二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設」を「共同調理場」としていることから、昭和小学校調理場は、共同調理場に位置づけられます。
- ② 昭和 39 年文部省体育局長通達において、学校給食共同調理場は教育機関である旨を示しています。地教行法では、条例により必要な教育機関を設置できる旨規定しています。
- ③ 共同調理場に当たる昭和小学校調理場を設置するには、条例が必要となります。

2 改正内容

第 2 条の表に、「多治見市昭和小学校近接校対応調理場」を追加します。

多治見市大畑調理場	多治見市大畑町 3 丁目 114 番地の 2
多治見市共栄調理場	多治見市虎溪山町 7 丁目 4 番地の 2
多治見市養正小学校近接校対応調理場	多治見市平野町 2 丁目 80 番地
多治見市昭和小学校近接校対応調理場	多治見市平和町 4 丁目 180 番地

◀追加